

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたこと等を踏まえ、9月末までとされている現在の助成内容を11月30日まで延長いたします。

(1)「雇用調整助成金」について

雇用調整助成金等の特例措置は5月～11月は縮減され、1日当たりの上限額が13,500円（4月までは同15,000円）となります。また、中小企業で解雇等を行わなかった場合の助成率は9/10（4月までは10/10）となります。

なお、緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置実施地域において、知事の要請による営業時間短縮等に協力する事業主は、特例措置が実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用されます。

また、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の事業主は4月まで適用されていた特例措置が11月まで引き続き適用されます。

(2)「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請対象期間が11月まで延長されます。なお、1日当たりの上限額は9,900円（4月までは11,000円）となります。

なお、緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置実施地域において、知事の要請による営業時間短縮等に協力する事業主は、特例措置が実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用されます。

【お問合せ先】

・雇用調整助成金

職業対策課 (022-299-8063)

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
コールセンター (0120-221-276)

2. 宮城県雇用維持交付金（雇用調整助成金等への上乗せ助成）の申請期限のお知らせ

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、国の「雇用調整助

成金」又は「緊急雇用安定助成金」（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給決定を受けた中小企業事業主に対し、雇用維持に要した経費の一部を上乗せして助成しています。

支給の対象は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に実施した休業です。

◆対象：雇用維持のための措置として実施した休業等について、宮城労働局より「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた中小企業事業主

◆助成率：事業主の支払った休業手当等と国の雇用調整助成金等との差額の1/2

※ただし、国の雇用調整助成金等と県補助額の合計で日額15,000円を上限とする。

◆申請期限：宮城労働局から支給決定を受けた日の翌日から6か月以内、または、令和3年12月23日（木）〈消印有効〉までのいずれか早い日

●HP

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/koyouiji.html>

【お問合せ先】 宮城県雇用対策課 雇用創出支援班 雇用維持交付金担当（022-797-4026）

3. 宮城県最低賃金の改正 ～時間額853円に～

県内の事業所で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金が、令和3年10月1日から28円引き上げられ、853円に改正されました。

現在の賃金額（月給制の場合は時間額換算で）をご確認の上で、本年10月1日以降の賃金について、最低賃金額以上の支払いとなるよう、ご理解とご協力をお願いします。

●宮城県最低賃金

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/225/22540.html>

（リンク先は、別紙のとおり、10月1日に今年度の内容に変更します。）

【お問合せ先】 賃金室（022-299-8841）

4. 産業保健スタッフ向け研修会のお知らせ！

宮城産業保健総合支援センターが開催する、産業医、衛生管理者、産業看護職等の産業保健スタッフ、経営者、人事労務担当者等を対象とした研修会の2021年度（後期）開催分がHPにアップされています。以下のリンク先をご確認ください。

URL <https://www.miyagis.johas.go.jp/new/2405>

詳細は、宮城産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

● 宮城産業保健総合支援センター

仙台市青葉区中央4-6-1 SS30（15階）

電話 022-267-4229 FAX 022-267-4283

URL <https://www.miyagis.johas.go.jp>

5. 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

●年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【お問合せ先】

雇用環境・均等室（022-299-8844）